

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 4 月 13 日

(契約責任者) 中日本高速道路株式会社 東京支社長 高城 一俊

### 1 工事概要

- (1) 工事名 首都圏中央連絡自動車道 西久保 JCT 他 2 IC 管理施設新築工事  
(電子入札 (郵送入札) 対象案件)
- (2) 工事場所 自) 神奈川県茅ヶ崎市西久保  
至) 神奈川県高座郡寒川町
- (3) 工事内容 本工事は、首都圏中央連絡自動車道 西久保 JCT、寒川南 IC 及び寒川北 IC の料金所・トールゲート及び雪氷施設等の新築を行うものであり、これに伴う建築工事及び建築付帯電気設備・機械設備工事の一切の施工を行うものである。

#### (4) 工事概算数量

##### 【西久保 JCT】

建物等名	構造	規模等	
トールゲート棟 (ABCD ランプ 計 4 棟) 高架上横断通路 (ACD ランプ 計 3 棟)	S 造	平屋建	A ランプ 3 レーン D ランプ 2 レーン B ランプ 3 レーン C ランプ 6 レーン
東料金所棟	S 造	平屋建	100 m <sup>2</sup>
副電気室棟	S 造	平屋建	50 m <sup>2</sup>
剤倉庫棟	RC 造	2 階建	150 m <sup>2</sup>
雪氷詰所棟	S 造	平屋建	100 m <sup>2</sup>
中央料金所棟改修	S 造	平屋建	一式

##### 【寒川南 IC】

建物等名	構造	規模等	
料金所棟	S 造	平屋建	230 m <sup>2</sup>
電気室棟	S 造	平屋建	110 m <sup>2</sup>

##### 【寒川北 IC】

建物等名	構造	規模等	
トールゲート棟	S 造	平屋建	4 レーン
料金所棟	S 造	平屋建	230 m <sup>2</sup>
電気室棟	S 造	平屋建	140 m <sup>2</sup>

- (5) 工期 契約締結の翌日から 420 日間
- (6) 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (簡易型) の適用工事である。
- (8) 本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行うことで郵送による紙入札方式によることができる。
- (9) 本件は、電子契約によることができる。(詳細は入札 (見積) 者に対する指示書を参照)

## 2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第 25 号) 第 11 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成 23・24 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「建築工事」の「等級 A」に格付けされている者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者)については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(記 2 (2) の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団(以下「旧 J H」という。)が発注し、平成 14 年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。)である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)第 2 条第 1 項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)

### (ア) 同種工事

S 造または SRC 造で一棟あたりの延べ床面積 100 m<sup>2</sup>以上の建築物を新築または増築(増築部分を対象面積とする)した工事

## (5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、及び主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧 J Hが発注し、平成 14 年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動(準備工事を含む。)している期間とする。

- ①主任(監理)技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③主任(監理)技術者が、技術資料の提出時に当該工事に対応する建設業法許可業種(建築工事業)に係る資格を有すること。
- ④現場代理人、主任(監理)技術者のうち 1 名以上が、平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の同種工事の経験を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合の

ものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績の同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。）

(ア) 同種工事

S 造または SRC 造の建築物を新築又は増築した工事

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。
- (7) NEXCO3 社での平成 21 年度・平成 22 年度における当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。なお、NEXCO3 社の実績がない場合は 65 点とする。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 記 1 に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

ア) 企業の評価について

評価項目	評価指標
①工事成績 NEXCO 3 会社が発注した「建築工事」で、平成 21 年度・平成 22 年度にしゅん功した工事の工事成績評定点	「建築工事」の工事成績評定点の平均点により評価 優：85 点以上 良：75 点以上 85 点未満 可：75 点未満又は実績なし
②表彰 NEXCO 3 社が発注した工事で、平成 21 年度以降にしゅん功した工事の優良工事表彰	「建築工事」の表彰実績有無 優：会長・社長・支社長表彰 良：上記以外の表彰 可：上記に該当しない
③企業体制 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001、ISO14001 の認証状況について評価 優：ISO9001、ISO14001 の両方を認証取得済 良：ISO9001、ISO14001 のいずれかを認証取得済 可：未取得

- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
- ・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか 1 者が該当すれば評価する。
- ・共同企業体の構成員としての施工実態は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。  
(異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
④技術者の施工実績 過去 10 年間（平成 14 年度以降）に元請として完成（引渡しが済んでいる工事）した工事で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった「建築工事」の施工実績	「建築工事」の施工実績 優：S 造または SRC 造で 1 棟あたりの延べ床面積 230 m <sup>2</sup> 以上の建築物を新築または増築（増築部分を対象面積とする）した施工実績 良：S 造または SRC 造で 1 棟あたりの延べ床面積 100 m <sup>2</sup> 以上 230 m <sup>2</sup> 未満の建築物を新築または増築（増築部分を対象面積とする）した施工実績 可：上記に該当しない
⑤技術者の工事成績 NEXCO 3 会社が発注した工事で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった過去 2 年間（平成 21・22 年度）にしゅん功した工事の工事成績評定点の平均点	「建築工事」の工事成績評定点 優：85 点以上 良：75 点以上 85 点未満 可：75 点未満又は実績無し

- ・配置予定技術者が複数ある場合は、最低評価となる者で評価する。
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
- ・NEXCO 以外の施工実績は、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人であること
- ・共同企業体の構成員としての施工実態は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。（異工種の特定制建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

(3) 評価点の付与方法

ア) 企業の評価について【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用( $\alpha : 0.1$ )
①工事成績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
②表彰	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
③企業体制	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0

イ) 配置予定技術者の評価について【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用( $\alpha : 0.1$ )
④技術者の施工実績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0

⑤技術者の工事成績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0

#### (4) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数 $\alpha$ を乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：(技術評価点 $\times\alpha$ )+(価格評価点 $\times 0.5$ )

$\alpha$ の値は「0.1」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点100点)

③ 価格評価点：0  $(0\leq P < 0.5L)$

$((P/L \times 100) - 50) / (X/L - 0.5)$   $(0.5L \leq P < S)$

$100 - 200(P/L - X/L)$   $(S \leq P \leq 1.0L)$

ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)

L：契約制限価格

X：調査基準価格以上の最低入札価格

S：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、X/LをS/Lとする。

(5) 記(4)において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### (6) 配置技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大5点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

## 4 入札手続等

### (1) 担当部局

〒105-6011 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー11F

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 契約チーム

電話 03-5776-5600

### (2) 技術資料作成要領等の交付期間及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、函面、仕様書、工事費内訳書(以下「設計図書等」という。)を交付する。

① 交付期間：平成24年4月13日(金)から平成24年5月7日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 交付場所：記4(1)に同じ。

③ 交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

### (3) 申請書等の提出期間及び方法

入札参加希望者は、技術資料、総合評価資料を添付した競争参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価資料は技術資料作成要領に基づき作成する。

① 出期間：平成24年4月13日(金)から平成24年5月7日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、記4(3)①の期間に、記4(1)に郵送すること。(書留郵便に限る)

(4) 現場説明会の開催

競争参加資格確認の結果、参加資格があると認められた者に現場説明会を開催する。

①開催日時：平成24年5月30日(水)

②開催場所：中日本高速道路(株)東京支社厚木工事事務所

③その他：詳細については、競争参加資格の結果通知と合わせて通知する。

(5) 開札(入札執行)の日時及び場所

①入札書の提出期間

(ア) 電子入札による入札

平成24年6月19日(火)から平成24年6月21日(木)の午前10時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(イ) 郵送による入札書(契約責任者に届出を行った場合、書留郵便に限る。)

平成24年6月19日(火)から平成24年6月21日(木)の午前10時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②開札日時：平成24年6月22日(金) 14時30分

③開札場所：中日本高速道路株式会社 東京支社 7階会議室

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札書及び入札に関する条件に違反した者の行った入札書は無効とする。また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書が無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本

措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。）。
- (8) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
- (9) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (10) 手続における交渉の有無 無
- (11) 契約書作成の要否 要
- (12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記4(1)に同じ。
- (14) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記4(3)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (15) 詳細は技術資料作成要領による。

以 上